

島田市議会災害対応要領

平成 28 年 8 月 25 日 制定
(議会運営委員会承認)
令和 3 年 2 月 日 改定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、島田市において地震等により災害が発生したとき**又はそのおそれがあるとき**に、島田市議会議員（以下「議員」という。）が島田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議員の適切かつ迅速な対応により、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(島田市議会災害対策支援本部の設置)

第 2 条 島田市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、又は議長が特に必要と認めた場合、議会機能の維持及び市対策本部と連携するため、島田市議会内に島田市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置することができる。

2 議会支援本部は、島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」に設置する。ただし、市役所庁舎内が使用できないときは、市対策本部と協議し、議長が別に定める。

3 議長は、議員及び市対策本部に対し、議会支援本部の設置を報告する。

(議会支援本部の構成)

第 3 条 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部の事務総括及び本部員を指揮し、議会支援本部を代表する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部員は、議会運営委員をもって充て、本部長の命を受けて議会支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長ともに事故があるとき又は本部長及び副本部長がともに欠けたときは、本部員のうち互選により本部長の職務を代理する者を定める。

6 議会支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

(議会支援本部の所掌事項)

第 4 条 議会支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否及び所在等の確認に関すること。
- (2) 議員からの災害情報等の収集及び整理に関すること。
- (3) 市対策本部への災害情報等の提供に関すること。

(4) 市対策本部からの災害情報等の収集に関すること。

(5) 議員との情報伝達手段の確立と議員への周知に関すること。

(6) 本会議、常任委員会開催等の議会運営に関すること。

(7) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする

(1) 議員自らの安否及び居所又は連絡場所を議会支援本部に報告し、連絡体制を確立・維持させること。

(2) 議会支援本部より情報の提供を受けること。

(3) 被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて議会支援本部へ報告すること。

(4) 被災地及び避難所等における活動に協力すること。

(5) 議会支援本部又は議会事務局からの招集指示に基づき、指定された場所に参集すること。

(6) その他、被災者に対する相談及び助言等必要と認める事項に関すること。

(市対策本部への要請等)

第6条 市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、本部長を通じて行うものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会支援本部へ情報提供すること。

(2) 事務局職員は島田市地域防災計画に基づき行動すること。

(3) あらかじめ議長が指名した事務局職員は、議会支援本部の事務に従事すること。

(参集)

第8条 本部長は、必要に応じて議員の参集を求めることができる。この場合、議員はやむを得ない場合を除き、指定された場所に参集しなければならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年8月25日から施行する。